

北海道電力株式会社「新得発電所建設計画環境影響評価書」に係る確定通知について

平成30年8月23日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

当省は、北海道電力株式会社「新得発電所建設計画環境影響評価書」（以下「評価書」という。）について審査した結果、電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の17第2項の規定に基づき、本日、北海道電力株式会社に対し、評価書の変更を要しない旨の通知（確定通知）を行った。また、当省は同法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた北海道電力株式会社は、同条第2項の規定に基づき、北海道知事等に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第27条の規定に基づき、確定した評価書を公告及び縦覧（1月間）し、周知することとなる。

（これまでの環境影響評価に係る手続）

環境影響評価方法書受理	平成28年 2月 9日
意見の概要等受理	平成28年 4月19日
北海道知事意見受理	平成28年 6月 8日
経済産業大臣通知発出	平成28年 7月28日

環境影響評価準備書受理	平成29年12月 1日
意見の概要等受理	平成30年 1月30日
北海道知事意見受理	平成30年 5月 7日
環境大臣意見受理	平成30年 5月15日
経済産業大臣勧告発出	平成30年 6月21日

環境影響評価書受理	平成30年 8月13日
経済産業大臣確定通知	平成30年 8月23日

問い合わせ先：電力安全課 高須賀、沼田
電話：03-3501-1742（直通）